訪問看護医療DX情報活用加算に伴う掲示について

2024 年診療報酬改定に伴い、当ステーションは、近畿厚生局に届け出た訪問看護ステーションの 看護師等が、オンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供することにより、訪問看護医療DX情報 活用加算として定められた額を所定額に加算します。

(新)訪問看護医療DX情報活用加算 50 円/月

当該加算に関する施設基準は以下のとおりです。

- ① 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成4年厚生省 令 第5号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること
- ② 健康保険法第3条第13項規定する電子資格確認を行う体制を有していること
- ③ 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報 を 取得・活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やす い場所に掲示 していること ④以上の掲示事項について、原則としてウェブサイトに 掲載していること

【資格情報の提供について】

資格情報の提供は、利用者及び代理人の同意に基づいて行われます。同意無しにオンライン資格 確認を行うことはございません。

2025年9月10日

こうのす共生の家訪問看護ステーション



とっても 簡単!

マイナンバーカード

訪問看護版



学同意の確認

診療・服薬・健診情報の 利用について確認してください。

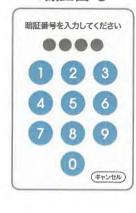






4ケタの暗証番号を入力してください。

暗証番号





3

資格確認

マイナンバーカードを読み取らせてください。







カードをご利用ください

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。







